

計算書類に対する注記

(のばたけ保育園拠点区分用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金

職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上しております。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) のばたけ保育園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書(会計基準別紙3(10))

※ サービス区分が一つのため、作成を省略する。

(3) 拠点区分事業活動明細書(会計基準別紙3(11))は省略している。

※ サービス区分が一つのため、作成を省略する。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	106,382,002	0	10,714,754	95,667,248
合 計	106,382,002	0	10,714,754	95,667,248

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし